

司法試験・予備試験科目に関する「推進室案」について

日本弁護士連合会

1 司法試験の論文式試験につき、選択科目を廃止する点について

(結論)

賛成できない

(理由)

基本的な法律科目をより重点的に学習することの必要性と、同観点も踏まえ、司法試験の負担軽減をはかる必要があることについて異論はないが、これらへの対応としては、司法試験の短答式試験科目を憲法、民法、刑法に限定することで十分である。

現状の合格率の下で司法試験の選択科目を廃止すると、法科大学院生は司法試験科目(基本六法+行政法)の学修に一層傾倒することになり、多様な法曹の養成や法曹の活動領域の拡大という流れに逆行することになる。「推進室案」では専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとするが、現在の低合格率の下ではそのようなプラスの効果は生じない。

憲法、民法、刑法等の基本的な法律科目について理解できていれば、専門的法分野については事件対応が必要になって学べば対応可能という議論があるが、そのような議論は、展開・先端科目等の履修を通じて多様な法曹を養成するという法科大学院制度の趣旨にそぐわない。また、実際、弁護士業務においては専門的法分野に関する体系的理解の有無が弁護の質に影響することも否定できない。

現実にも、司法試験で選択した選択科目がその後の実務における専門性の獲得に役立っているとの声は法科大学院を修了した弁護士において多数聞かれるところである。

法科大学院入学者の中には、弁理士、税理士、社労士といった資格を有する者や、社会人として労働分野、知的財産分野等で仕事をしてきた社会人も一定数存在するが、これらの人材の中には、選択科目の存在がアドバンテージになると考えて法科大学院に入学した者も一定数存在しており、選択科目の廃止は、このような観点からも法曹の多様性確保の理念に逆行する。

2 予備試験の短答式試験科目を憲法・民法・刑法の3科目＋一般教養科目とする点について

(結論)

賛成できない

(理由)

司法試験は原則として法科大学院を修了したことを前提に、法曹になるのに必要な能力を判定する試験(司法試験法1条1項)であるのに対し、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を判定する試験(同法5条1項)であり、両試験の趣旨目的は基本的に異なる。したがって、司法試験の科目限定に「伴い」、予備試験の科目を限定するという関係には立たない。

司法試験で短答式試験を憲民刑法の3科目に削減することが認められるのは、憲民刑法以外の科目については論文式試験が実施されるからという理由に加え、これらの科目についても法科大学院の必修科目として単位が取得されており、そのなかで、短答式試験が判定する能力である「専門的な法律知識及び法的な推論の能力」(司法試験法3条1項本文)についても最低限のチェックは受ける制度になっていることが前提である。

現実的にも、論文式試験で出題できる範囲というのは各法分野において比較的限られており、旧試験時代の末期には、憲民刑法以外の科目については、論文式試験で出題されない部分は教科書すら読まないといった事態が生じていた。本改正がなされると、予備試験受験者においても、同様の受験対策をとることになることが危惧される。

短答式試験科目の限定が予備試験の負担軽減と受け取られ、法曹志望者を(法科大学院ではなく)予備試験に誘導する効果を持つことが懸念される。すなわち、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保するという予備試験の制度趣旨から乖離しつつある現状を加速させ、法科大学院を中核とする法曹養成制度という基本的骨格を損ねることにもなりかねない。

3 予備試験の論文式試験に選択科目を追加する点について

(結論)

推進室案の前提の下では賛成できない

(理由)

予備試験の論文式試験に選択科目を追加することの是非自体については議論のあり得るところであるが、推進室案が、司法試験の論文式試験について選択科目を廃止することを前提として、予備試験の論文式試験に選択科目を追加するという案であるならば、これについては賛成できない。

4 予備試験の論文式試験の一般教養科目を廃止する点について

(結論)

賛成できない

(理由)

推進室案は、司法試験の選択科目(論文式)を廃止することに伴い予備試験の一般教養科目(論文式)を廃止するとするが、両者に関連性は認められない。

旧司法試験の一次試験(内容は一般教養)について論文式試験が課されていたこととの対比でも、一般教養科目について論文式試験を廃止することに合理性は認められない。

5 予備試験の一般教養科目(短答式)を大学卒業(と同程度の学歴)により免除する点について

(結論)

特に意見なし。

以上

